

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-22:2019

規格名：電線管システム—第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1	箇条 4 一般要求事項 4.1 電線管及び電線管附属品は、通常の使用状態で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないよう構成され、組み立てなければならない。（JIS C 8461-1（以下、第 1 部）の規定による。）	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.3 箇条 9	箇条 4 一般要求事項 4.3 電線管及び電線管附属品は、輸送、保管、推奨する施工中及び使用中に発生する可能性があるストレスに耐えなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 9 構造（第 1 部の規定による。） 構造に関する規定全般	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1.3	箇条 11 電気的特性 11.1.3 金属製又は複合材料製の電線管システムの導電性部分は、地絡事故及び短絡事故のとき電気が流れるように効果的な接地ができなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1.102	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示及び説明書 7.1.102 製造業者又は責任がある販売業者は、システムとしての最小内径及び規定による分類を文書化し、自身の印	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-22:2019

規格名：電線管システムー第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		箇条 8 8.2	刷物に明示しなければならない。 箇条 8 寸法 8.2 電線管システムとしての最小内径を明示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.4	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 10 機械的特性 10.4 曲げ試験 電線管は、曲げ試験後、試料に目視で認められるひび割れがなく、規定する適切なゲージを初速を付けず通した場合に、ゲージの質量だけで試料内を通過できなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.1	箇条 14 外的影響 14.1 エンクロージャによる保護等級 製造業者の取扱説明書に従って組み立てた電線管システムは、IP30 の最低要求事項及び製造業者が公表する分類の外的影響に対して十分な耐性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものと	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1.4	箇条 11 電気的特性 11.1.4 非金属製又は複合材料性の電線管システムは、適切な電氣的絶縁耐力及び絶縁抵抗をもっていなければならない	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-22:2019

規格名：電線管システム—第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		する。		箇条 12 12.1	ない。(第 1 部の規定による。) 箇条 12 温度特性 12.1 非金属製及び複合材料製の電線管は、十分な耐熱性をもたなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電線管システムは電線への接触を防ぐ製品であり、電線管システムには充電部がないため、非該当が妥当と考える。
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1.3	箇条 11 電気的特性 11.1.3 金属製又は複合材料製の電線管システムの導電性部分は、地絡事故及び短絡事故のとき電気が流れるように効果的な接地ができなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1.4	箇条 11 電気的特性 11.1.4 非金属製又は複合材料製の電線管システムは、適切な電氣的絶縁耐力及び絶縁抵抗をもっていなければならない	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-22:2019

規格名：電線管システムー第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		れるものとする。			ない。(第 1 部の規定による。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.1.3	箇条 13 火災の危険 13.1.3 火災の延焼 非延焼性の電線管システムは、延焼に対して十分な耐性をもっていなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電線管システムは電線を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、温度上昇しないので、火傷の危険はないため、非該当が妥当と考える。
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.1	箇条 9 構造 9.1 電線管システム内には、絶縁電線若しくはケーブルを損傷させるような、又は施工者若しくは使用者に危害を及	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-22:2019

規格名：電線管システムー第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当が妥当と考える。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電線管システムは電線を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電線管システムは、運転しないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-22:2019

規格名：電線管システム—第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、始動の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、再始動の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、停止の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	□該当 ■非該当	—	—	電線管システムは電線を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-22:2019

規格名：電線管システムー第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電線管システムは電線を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、電磁的妨害による誤作動はないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電線管システムは電線を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-22:2019

規格名：電線管システムー第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1.101	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示及び説明書 7.1.101 電線管には、規定の一定間隔で、全体にわたり、規定の表示をしなければならない。技術的に不可能な場合は、製品の端又は包装にラベルを貼り付けて表示しなければならない。	
第二十条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-22:2019

規格名：電線管システムー第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-22:2019

規格名：電線管システムー第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-